

【 自然災害発生時におけるBCP 】

（ Ⅲ章 自然災害BCPの作成準備（BCPの理解編） ）

PROFILE



株式会社ケアモンスター

代表取締役 田中 大悟

社会福祉士・介護支援専門員



職歴

1998年 医療法人 整形外科病院 MSW (名古屋市)
(22-28歳) 老人保健施設 支援相談員 (老健施設:2施設の開設に関わる)
(28-30歳) 居宅介護支援事業所 管理者 兼 介護支援専門員

2006年 社会福祉法人 特別養護老人ホーム (石川県小松市)
(30-31歳) 経営企画室:生活相談員 兼 介護支援専門員

2007年 医療法人 脳神経外科病院 (石川県金沢市)
(31-35歳) 地域連携室 主任 MSW / 居宅介護支援事業所 介護支援専門員 兼務
地域連携室の立上 / 退院支援・退院調整 / 病診連・病病連窓口(紹介状管理・データ化)
回復期病棟立上げ / 病院機能評価対応 /
ベッドコントロール(医師の入退院の予定と実績のデータ化)/医療経営を学ぶ

2011年 医療法人 小規模診療所 理事 / MS法人 取締役(石川県小松市)
(35-38歳)

小規模診療所を中心とした地域包括ケアシステムの構築をテーマに下記介護事業の開設・運営を行う
住宅型有料老人ホーム:3事業 / 訪問介護:1事業 / 居宅介護支援事業:1事業
通所リハビリ:1事業 / 訪問看護:1事業 / 訪問リハビリ:1事業 / 通所介護:7事業
認知症共同生活介護: 1事業

2014年 合同会社JAPAN UNITED HOME CARE 設立
(38歳~) たなかだいご介護・福祉相談室 開設 (独立型社会福祉士事務所)
居宅介護支援事業所の運営・コンサル事業・セミナー事業

2018年11月 株式会社ケアモンスター 代表取締役 (社名変更)
今の福祉事業の概念を壊しながら、「新しい価値」と「新しい仕組み」を創造する!!

2012年09月 (石川県)加賀脳卒中地域連携協議会 理事

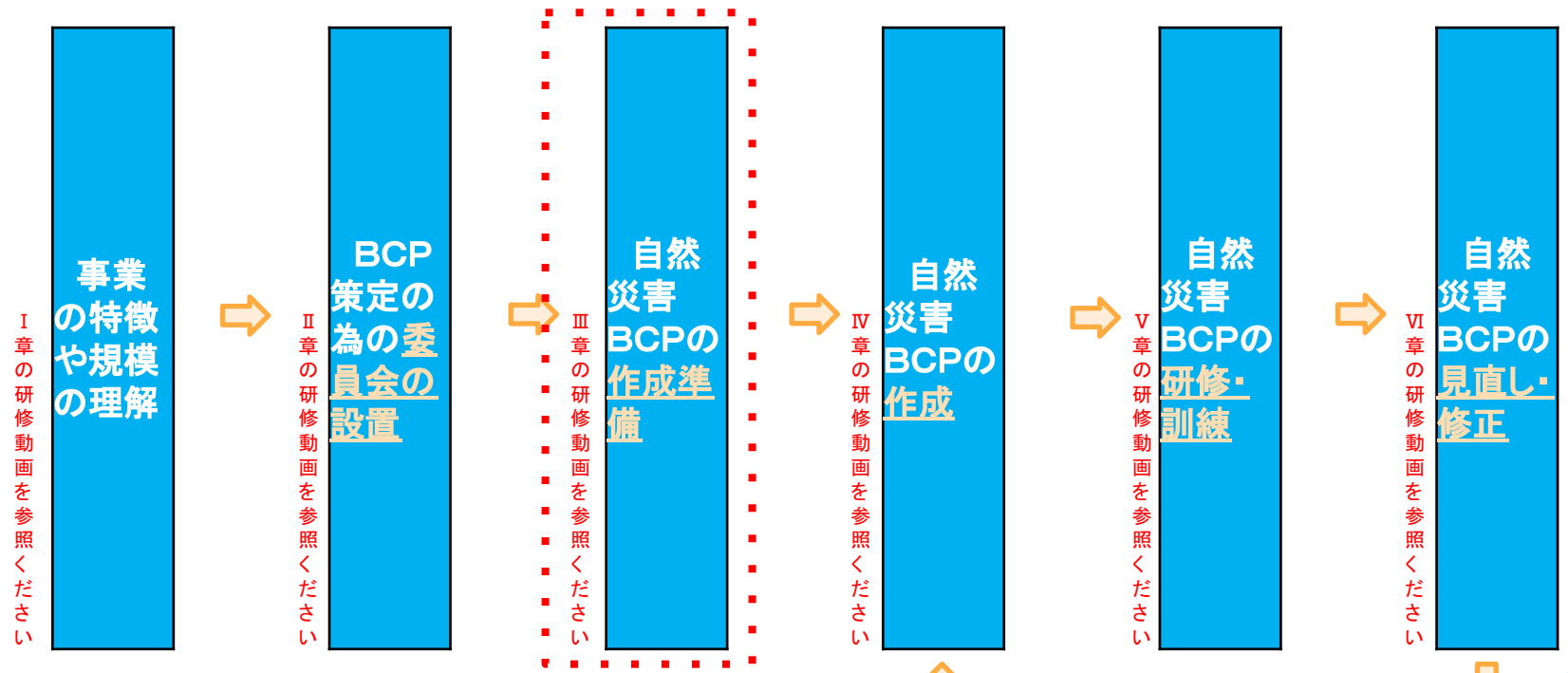
2013年12月 日本介護福祉経営人材教育協会 北信越支部 理事

2017年03月 日本デイサービス協会 監事

著書**2017年1月** 介護施設での生活相談員の仕事 (ナツメ社)

はじめに

事業継続マネジメントにおけるPDCAサイクルのイメージ



目次構成

はじめに	03
目次構成	04
(1):業務継続計画(BCP)とは	05
(2):事業継続マネジメント(BCM)とは	07
(3):事業継続マネジメントサイクルのイメージ	09
(4):介護施設・事業所における業務継続計画	11
(5):防災計画と自然災害BCPの違い	14
(6):介護サービス事業者に求められる役割	16
(7):BCP作成のポイント	19
(8):自然災害BCPの全体像の理解	22
おわりに	24

(1): 業務継続計画(BCP)とは

(1)：業務継続計画（BCP）とは

BCPとは Business Continuity Plan（ビジネス コンティニューイティープラン）の略称で、**業務継続計画**などと訳されます。新型コロナウイルス等の感染症や大地震などの災害が発生すると、**通常通りに業務を実施することが困難になります。**まず、**業務を中断させないように準備する**とともに、中断した場合でも**優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめておくことが重要**です。

内閣府「事業継続ガイドライン—あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応—平成 25 年8月改定」では、以下のとおり定義されています。

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（BCP）と呼ぶ。

【BCP において重要な取組例として】

- ・各担当者をあらかじめ決めておくこと（誰が、いつ、何をするか）
- ・連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- ・必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ・上記を組織で共有すること
- ・定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと 等が挙げられます。

(2):事業継続マネジメント(BCM)とは

(2)：事業継続マネジメント（BCM）とは

BCMとは Business Continuity Management(ビジネス コンティニューイティー マネジメント)の略称で、**事業継続の為の戦略**と言われてたりもします。

介護事業所におけるBCPの作成は短期間でできるものではなく、作成へのハードルは高いため、管理者が一人で抱え込まないことが重要な視点となります。

その為、BCP作成の為には、まず**BCP作成の為の委員会を立ち上げることが、有効な手段として考えられます。**

【例えば、委員会の構成メンバーとしては・・・】

- ・法人の規模が大きいところでは、
➡拠点毎、サービス毎の責任者、管理者等で構成されたりします。
- ・法人の規模が小さいところでは、
➡事業所の管理者が中心となり全職員で構成されたりします。

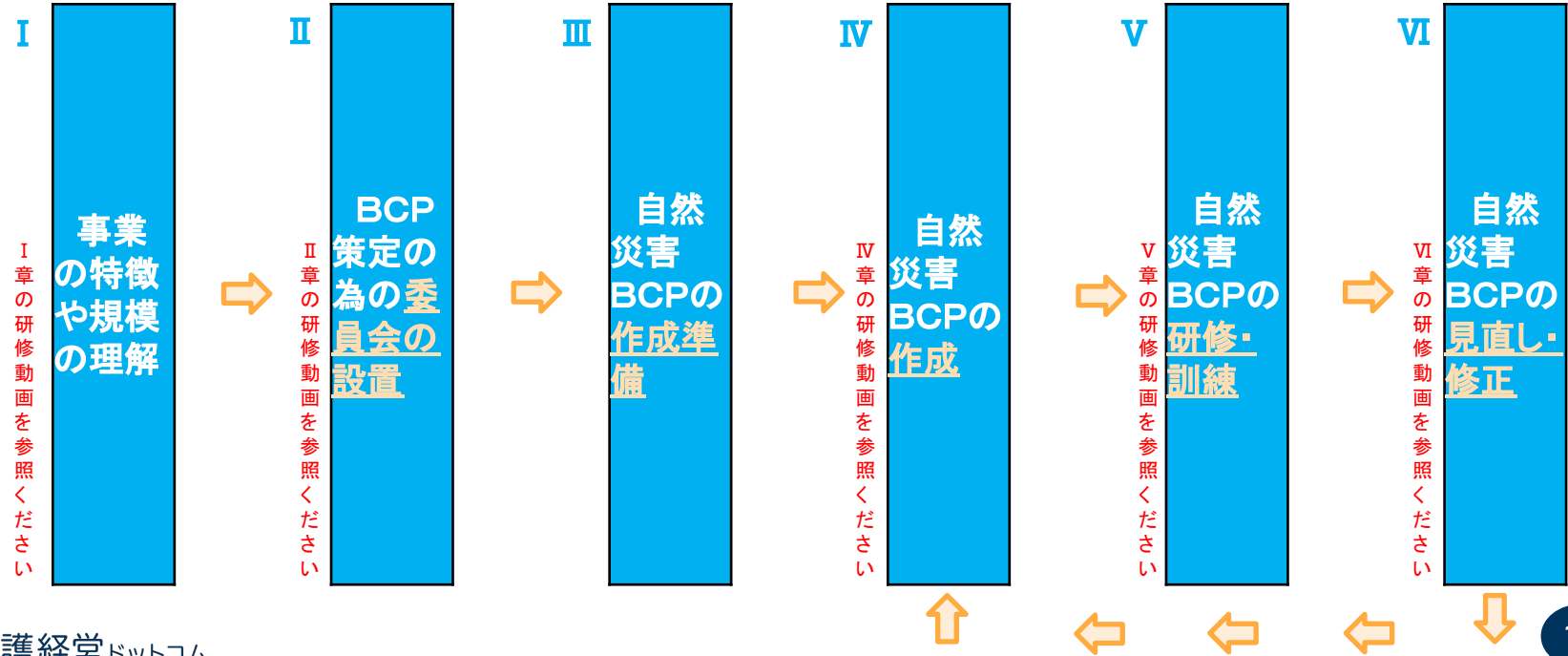
※BCPは、一度作成して終わりではなく、作成後も定期的な研修と訓練を行い、訓練等で洗い出された課題をその都度、BCPに反映していく必要があります。

(3):事業継続マネジメントサイクルのイメージ

(3)：事業継続マネジメントサイクルのイメージ

事業継続マネジメントは、中小企業庁のBCPで取り入れられている考え方で、このマネジメントサイクルを理解することで、BCP作成への俯瞰的なイメージを理解することができます。

事業継続計画におけるマネジメントサイクルのイメージ



(4):介護施設・事業所における業務継続計画

(4)：介護施設・事業所における業務継続計画

①BCPの目的

BCPとは「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して、

- 1:事業活動レベルの落ち込みを小さくし、
- 2:復旧に要する時間を短くすることを目的に作成された計画書です。

介護施設等では災害が発生した場合、一般に

「建物設備の損壊」

「社会インフラの停止」

「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、

利用者へのサービス提供が困難になると考えられています。

一方、利用者の多くは、日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を

介護施設等の提供するサービスに依存しており、

サービス提供が困難になることは**利用者の生活・健康・生命の支障に直結します**。

上記の理由などから、他の業種よりも**サービス提供の維持・継続の必要性が高く、災害発生時などの対応について事前準備が求められます**。

(4)：介護施設・事業所における業務継続計画

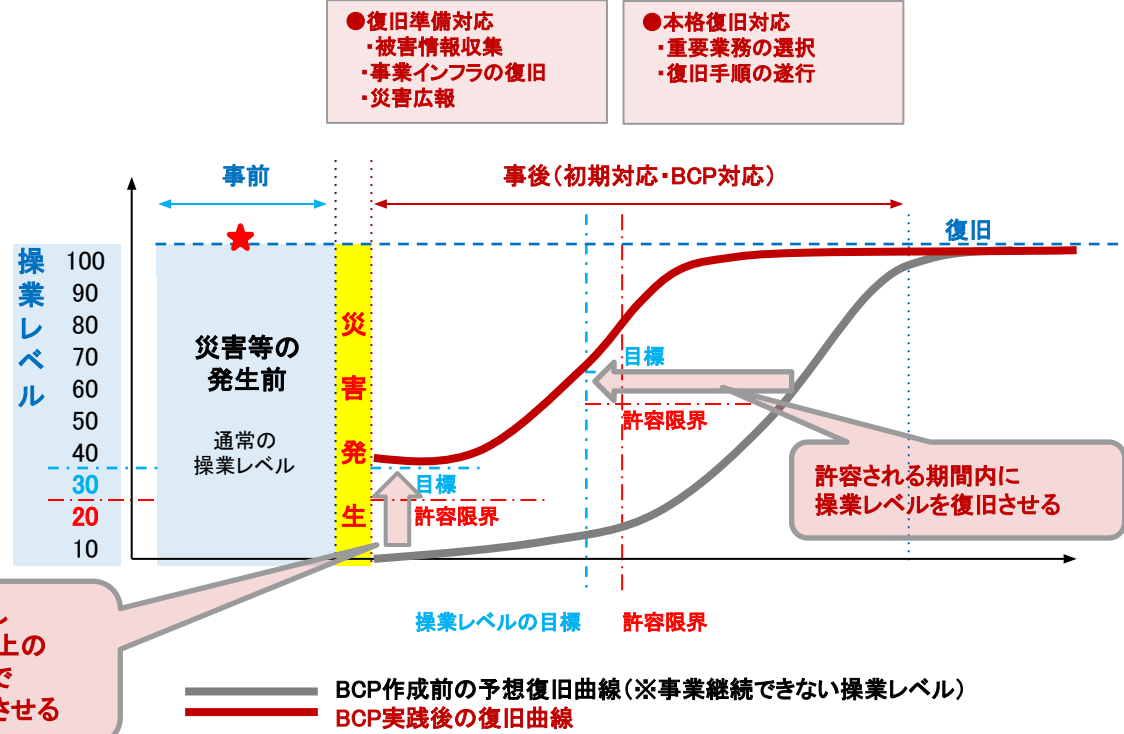
②BCP導入のメリット

- 被害想定
 - ・被害軽減策の整理
- 体制構築
 - ・役割分担
 - ・連絡手段の確保

- 初動対応
 - ・人命安全確保
 - ・安否確認方法の明確化
 - ・帰宅の判断基準の明確化
 - ・地域社会への対応

- 復旧準備対応
 - ・被害情報収集
 - ・事業インフラの復旧
 - ・災害広報

- 本格復旧対応
 - ・重要業務の選択
 - ・復旧手順の遂行



BCPを実践し
許容限界以上の
作業レベルで
事業を継続させる

(5):防災計画と自然災害 BCP の違い

(5)：防災計画と自然災害 BCP の違い

防災計画の主な目的は、「**身体・生命の安全確保**」と「**物的被害の軽減**」ですが、この目的は、BCP の主な目的の大前提となっています。

BCPの目的は、**防災計画の目的に加えて**、「**優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する**」、または、「**早期復旧すること**」としており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

※ 従来の防災計画に、避難確保、介護事業の継続、地域貢献を加えて、総合的に考えることが重要です。

	防災計画		BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え ・優先的に継続・復旧すべき重要業務の継続又は早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・自事業業の中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を最小限にすること <ul style="list-style-type: none"> ➡「死傷者数」 ➡「損害額」 ・従業者等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること 	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え、以下を含む <ul style="list-style-type: none"> ➡重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ➡経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に押さえること ➡利益を確保し、企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の拠点ごと 	⇔	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

(6):介護サービス事業者に求められる役割

(6)：介護サービス事業者に求められる役割

①サービスの継続

介護事業者は、入所者・利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っています。

【入所施設】

入所施設においては自然災害発生時にも業務を継続できるよう事前の準備を入念に進めることが必要です。入所施設は入所者に対して「生活の場」を提供しており、たとえ地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について事前の検討や準備を進めることが必要となります。

【通所系・訪問系サービス】

通所事業所や訪問事業所においても極力業務を継続できるよう努めるとともに、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるよう事前の検討を進めることが肝要です。

②利用者の安全確保

介護事業者は、体力が弱い高齢者等に対するサービス提供を行います。

【自然災害が発生した場合】

深刻な人的被害が生じる危険性があるため、「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割です。そのため、「利用者の安全を守るための対策」が何よりも重要となります。

(6)：介護サービス事業者に求められる役割

③職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念されます。

したがって、労働契約法第5条(使用者の安全配慮義務)の観点からも、**職員の過重労働やメンタルヘルス対応**への適切な措置を講じることが使用者の責務となります。

【労働契約法第5条】

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

④地域への貢献

介護事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かし被災時に地域へ貢献することも重要な役割となります。

(7):BCP 作成のポイント

(7)：BCP 作成のポイント

①正確な情報集約と判断ができる体制の構築

災害発生時の迅速な対応には、平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイントとなります。

そのためには、下記のことを明確にしておくことが重要と考えられます。

- ・全体の意思決定者を決めておくこと
- ・各業務の担当者を決めておくこと(誰が、何をするか)
- ・関係者の連絡先、連絡フローの整理をしておくこと

②自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、準備する

【事前の対策(今何をしておくか)】

- ・設備・機器・仕器の耐震固定
- ・インフラが停止した場合のバックアップ

【被災時の対策(どう行動するか)】

- ・人命安全のルール策定と徹底
- ・事業復旧に向けたルール策定と徹底
- ・初動対応
 - 1:利用者・職員の安否確認、安全確保
 - 2:建物・設備の被害点検
 - 3:職員の参集

(7)：BCP 作成のポイント

③業務の優先順位の整理

施設・事業所や職員の被災状況によっては、限られた職員・設備でサービスを継続する必要があることも想定されます。そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるよう、**業務の優先順位を整理**しておくことが重要になります。

④普段からの周知・研修、訓練

BCPは、作成するだけでは実効性があるとは言えません。

危機発生時においても迅速に行動が出来るよう、関係者に周知し、**平時から研修、訓練(シミュレーション)**を行う必要があります。また、最新の知見等を踏まえ、**定期的に見直す**ことも重要です。

【基準省令】と【解釈通知】を一読し、研修や訓練の実施におけるルールを把握しておくことも重要です。

※こちらの詳細については、**Ⅳ章 自然災害BCPの作成：総論編**の研修動画で説明しております

(8): 自然災害 BCP の全体像の理解

自然災害発生時におけるBCP：Ⅲ章 自然災害BCPの作成準備（BCPの理解編）

(8)：自然災害 BCP の全体像の理解

1. 総論
(1) 基本方針 ①法人本部の基本方針 ②事業所の基本方針
(2) 推進体制 ①平常時の災害対策の推進体制 ②業務継続計画の策定の為の委員会
(3) リスクの把握 ①ハザードマップなどの確認 ②被災想定
(4) 優先業務の選定 ①優先する事業 ②優先する業務
(5) 研修・訓練の企画と実施 ①厚労省研修動画：BCPとは ②厚労省研修動画：概要編 ③厚労省研修動画：共通事項 ④通所サービス固有事項 ⑤訪問サービス固有事項 ⑥居宅介護支援固有事項 ⑦BCPの内容に関する研修 ⑧BCPの内容に沿った訓練

2-①. 平常時の対応
(1) 建物・設備の安全対策 ①人が常駐する場所の耐震措置 ②設備の耐震措置 ③水害対策
(2) 電気が止まった場合の対策 ①自家発電機が設置されていない場合 ②自家発電機が設置されている場合
(3) ガスが止まった場合の対策 ①暖房機器の代替策 ②調理器具の代替策 ③湯設備の代替策
(4) 水道が止まった場合の対策 ①飲料水 ②生活用水
(5) 通信が麻痺した場合の対策
(6) システムが停止した場合の対策
(7) 衛生面(トイレ等)の対策 ①トイレ対策 ②汚物対策
(8) 必要品の備蓄 ①飲料食品在庫量、必要量 ②医薬品等在庫量、必要量 ③その他：在庫量、必要量
(9) 資金手当て ①火災保険・地震保険等 ②現金
(10) 緊急連絡先の把握 ①複数連絡先や連絡手段の把握
(11) 居宅介護支援事業所と連携 ①安否確認方法等の事前確認
(12) 訪問中の発災への備え ①支援手順の明確化
(13) 移動中の発災への備え ①移動中：対応方法の明確化
(14) 避難方法や避難所の情報把握 ①関係機関との良好な関係作り ②避難先におけるサービス提供

2-②. 災害が予想される場合の対応
(1) 台風等で被害が予想される場合 ①休止・縮小・前倒等の基準 ②ケアマネへの情報共有 ③利用者やその家族への説明

3. 緊急時の対応
(1) BCP 発動基準 ①地震による発動基準 ②水害による発動基準
(2) 行動基準
(3) 対応体制 ①防災活動隊：組織体制の決定
(4) 対応拠点 ①事業所内の候補場所 ②事業所外の候補場所
(5) 安否確認 ①利用者：安否確認ルール ②利用者：医療機関：搬送方法 ③職員：安否確認方法：事業所内 ④職員：安否確認方法：事業所外
(6) 職員の参集基準 ①発災時の職員参集基準：日中 ②発災時の職員参集基準：夜間 ③災害時の移動の基準 ④参集しなくてもよい基準
(7) 施設内外：避難場所・避難方法 ①事業所内の避難場所と避難方法 ②事業所外の避難場所と避難方法 ③その他：状況に応じた避難基準等
(8) 重要業務の継続 ①重要業務の決定と時間経過に応じた業務基準の設定
(9) 職員の管理 ①休憩・宿泊場所 ②勤務シフト
(10) 復旧対応 ①破損個所の確認 ②業者連絡先一覧の整備 ③情報発信
長期間休止する場合 利用中に被災した場合 地域の避難方法や避難所の情報把握

4. 他施設との連携
(1) 連携体制の構築 ①連携先との協議 ②連携協定書の締結 ③地域のネットワーク等の構築・参画
(2) 連携対応 ①事前準備 ②入所者・利用者情報の整理 ③共同訓練
5. 地域との連携
(1) 被災時の職員の派遣 ①災害福祉支援ネットワークへの参画の検討 ②災害派遣福祉チームへの職員登録の検討
(2) 福祉避難所の運営 ①福祉避難所の指定 ②福祉避難所開設の事前準備

1. 総論
(5) 研修・訓練の企画と実施
①厚労省研修動画：BCPとは ②厚労省研修動画：概要編 ③厚労省研修動画：共通事項 ④通所サービス固有事項 ⑤訪問サービス固有事項 ⑥居宅介護支援固有事項 ⑦BCPの内容に関する研修 ⑧BCPの内容に沿った訓練

6. BCP の検証・見直し
(1) 最新の動向の BCP への反映 (2) 洗い出された課題の BCP への反映 (3) 更新履歴の追記

おわりに

今回は、【自然災害BCPの作成準備】として、

- : 防災計画と自然災害 BCP の違い
 - : 介護サービス事業者に求められる役割
 - : 自然災害 BCP の全体像の理解など
- についてお話をさせていただきました。

また、こちらの研修動画のほかに、BCPの作成に向け

- : I章 事業の特徴や規模を理解する
 - : II章 BCP策定の為の委員会の設置
 - : IV章 自然災害BCPの作成
 - : V章 自然災害BCPの研修・訓練
 - : VI章 自然災害 BCPの見直し・修正
- の研修動画もご用意しております。

ご視聴ありがとうございました